## 【修正】

- 問13-8 <del>常勤職員の給料表に改定があった場合、非常勤職員の給与改定についてはどのような取扱いをすればよいか。また、</del>会計年度任用職員の勤務条件は人事委員会勧告の対象となるのか。
- → 非常勤職員の給与については、常勤職員の給与改定に係る取扱いに 準じて改定することが基本と考えているが、各団体の実情に応じて適 切に判断いただきたい。
- 会計年度任用職員の給与の決定について、人事委員会勧告が必須事項であるとはいえないが、各人事委員会において必要に応じ、給与をはじめとする会計年度任用職員の勤務条件に係る人事委員会勧告を行うことは否定されない。

### 【新規】

- 問13-9① 常勤職員の給料表に改定があった場合、非常勤職員の 給与改定についてはどのような取扱いをすればよいか。
- 常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の取扱いについては、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、給与改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じた改定を基本としていただきたい。
- なお、給与改定の実施時期を常勤職員に準じることとする会計年度 任用職員の範囲については、国の取扱いを参考にしつつ、各地方公共 団体の実情を踏まえ、適切に設定していただきたい。
  - ※ 国家公務員の非常勤職員の給与に係る取扱いについては、「一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について」(給実甲第1064号平成20年8月26日人事院事務総長通知)を踏まえた、各府省等間の当面の運用に係る申合せ(国家公務員の非常勤職員の給与に係る当面の取扱いについて(平成29年5月24日人事管理運営協議会幹事会申合せ(令和5年3月22日最終改正、同年4月1日適用)))において、「非常勤職員の給与については、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする。」とされており、同申合せは「委員、顧問、参与その他こ

れらに類似する職務に従事する非常勤職員」、「特定の時期に一時的(任期が3か月以内) に任用される非常勤職員」や「勤務日数が少ない(出勤すべき日が平均週2日未満相当) 非常勤職員」を除く非常勤職員を対象としている。

### 【新規】

- 問13-9② 年度途中で給与改定により給料・報酬等が変更する可能性があることを踏まえ、任用時の勤務条件通知をどのように行えば良いか。また、給与改定時に、改めて勤務条件通知を行う必要があるか。
- 労働基準法第 15 条第 1 項の規定に基づき、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件の明示が必要とされており、この場合において、賃金(退職手当及び臨時に支払われる賃金、賞与その他これらに準ずる賃金を除く。)の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項等については、書面の交付により行わなければならないこととされている。この規定については、地方公共団体に対しても適用されており、会計年度任用職員の任用手続の際には、勤務条件の明示や書面で示すべき事項の明示について、適切に対応が必要である。
- この際、常勤職員の給与改定を踏まえ、年度途中で給料・報酬等の 増額改定又は減額改定があり得ることについても、労働基準法所定の 明示事項ではないが、あわせて明示することが望ましい。
- また、書面において給料・報酬を給料表上の号給ではなく具体的な額で示している場合には、給与改定によって当該額が変更されることから、改めて給料・報酬の額を明示することが望ましい。

# 【新規】

- 問13-9③ 増額改定の場合に、退職者への遡及改定の事務が困難であることや、仮に減額改定の場合、退職者の減額ができず在職者との間に不均衡が生じることを考慮し、遡及改定の対象者を国の取扱いと異なるものとしてよいか。
- 各地方公共団体の実情を踏まえ、適切に設定していただきたい。

## 【問繰下げ】

問13-10 ごく短期間の繁忙期において単純作業に従事させる ために任用するような会計年度任用職員についても、職務経験等を 考慮して給与を決定する必要があるのか。

(略)

### 【問繰下げ】

問13-11 自団体においては、55歳以上の常勤職員について、 昇給停止の取扱いとしているところであるが、会計年度任用職員に ついても同様の取扱いを行うべきか。

(略)

## 【問繰下げ】

問 $13-\underline{12}$  4月の法施行に当たって、会計年度任用職員の給与は どのような水準とすべきか。

(略)